



**第五章 計画の推進**

# 1 各主体の役割

生物の多様性を将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりが生物多様性の重要性について理解し、それらに配慮した生活を行うことが求められています。

また、生物多様性の保全とその持続可能な利用を推進するために、行政、地域住民、NPO等、企業、専門家などが個々別々に取り組むことには限界があります。県民をはじめ、地域住民、NPO等、企業、専門家など様々な主体がそれぞれの立場を活かして保全活動へ参画し、それぞれの役割を果たすことが期待されます。次世代を担う子供たちに対し、生物多様性の重要性や外来生物の脅威についての認識を深めることも重要です。行政はこれらの保全活動をサポートする役割が求められます。

## (1) 県民の役割

私たちの暮らしが生物多様性と密接な関わりがあることを認識し、次のような行動をとることが期待されます。

- ア 自然とのふれあい、自然を体験することを通じた生物多様性の重要性の理解及びイベント等への参加
- イ 多様な主体が実施する生物多様性保全のための活動への参加・参画
- ウ 生物多様性に配慮した商品を選択するなど、消費行動を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献

## (2) NPO等の役割

活動のリーダー、牽引役として、次のような役割を果たすことが期待されます。

- ア 自然観察会など、自然とふれあい、自然を理解するための、県民の参加を受け入れるプログラムの提供・イベントの開催
- イ 生物多様性を保全するための活動の実践

## (3) 事業者の役割

生物多様性への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動が期待されます。

- ア 調達、生産、流通、廃棄などあらゆる事業活動が生物多様性に及ぼす影響の把握及び開

- 発事業や原材料の利用などにおける生物多様性に配慮した事業活動の推進
- イ 生物多様性に配慮した事業活動に関する情報の公開
- ウ 社会貢献活動として、里山等における生物多様性保全活動への参画，民間活動団体への支援，カーボンオフセット・クレジットの購入等
- エ 農林水産業は生物多様性を生み出し，生物多様性によって支えられているため，持続可能な農林水産業やそれに関連する活動の展開による生物多様性の保全及び持続的な利用

#### (4) 専門家や研究機関等における役割

生物多様性に関する科学的情報・知見を活かし，情報を収集・発信することにより普及啓発や保護活動の支援をすることが期待されます。

- ア 生物多様性に関する専門的な知見や技術を活かした，事業者や教育機関等の取り組みの支援及び県民への普及啓発やNPO等への助言
- イ 生物多様性に関する専門知識や技術を有した人材の育成

#### (5) 教育機関における役割

- ア 小中高等学校及び社会教育機関における生物多様性に関する環境学習への取組の推進

#### (6) 行政の役割

生物多様性国家戦略及び生物多様性地域戦略に基づき，生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を総合的かつ計画的に推進します。

市町においてはそれぞれの地域独自の生物多様性の保全のために地域住民と一体となった取組を推進することが，県においては地域戦略の各種目標の達成状況を確認・評価し，各主体に支援を行うとともに，広域的な取組が必要となる課題に対しては，市町間や近隣県，国等との調整を行いながら対応する役割が求められます。

- ア 生物多様性の重要性の普及啓発
- イ 生物多様性の現状を把握するための調査及び情報管理体制の整備
- ウ 生物多様性の保全のために必要な規制の実施や条例の運用
- エ 地域における保全活動を推進するための体制の整備の支援
- オ 情報やネットワークの核となるものの整備
- カ 生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の推進
- キ 老朽化した施設の改修時や公共工事における生物多様性に配慮した工法，多自然型工法の採用

## 2 行動計画の推進体制

県民等，NPO 等，行政機関，専門家，研究機関等の各主体と連携・協働して地域戦略を推進します（図 5-1）。

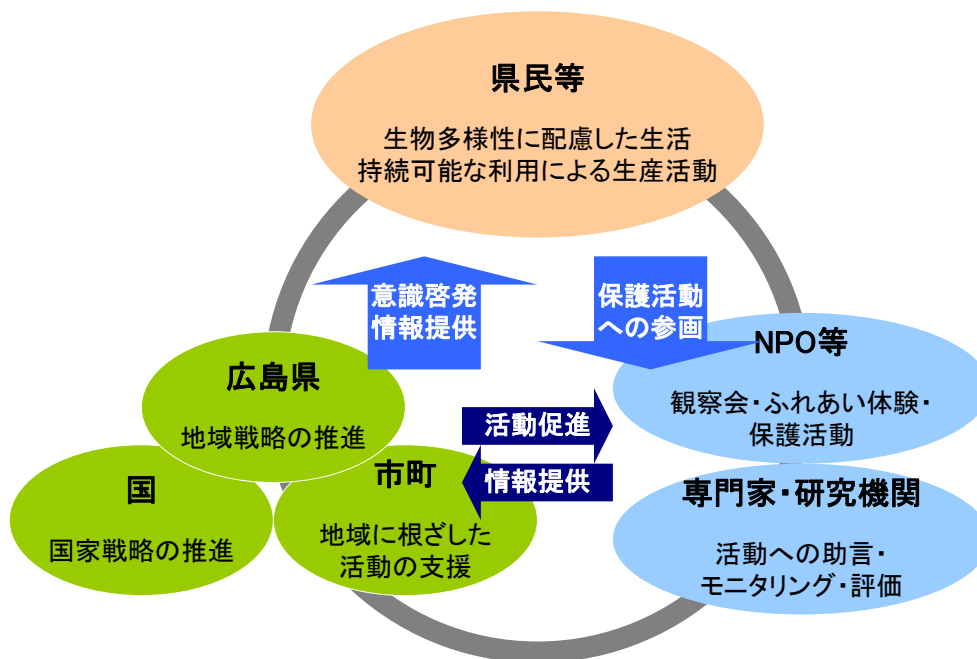


図 5-1 行動計画の推進体制と役割分担

## 3 庁内の推進体制

必要に応じて，関係局相互の連携や施策の調整を図り，生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的，計画的に推進します。

## 4 行動計画の進行管理

### (1) 進捗状況の把握と評価

本計画の基本理念を実現するための目標達成に向け、戦略ごとに指標項目を設定し、5年ごとに指標値により達成度を評価します。

### (2) 計画の見直し

評価結果に基づき行動計画や戦略を見直すというPDCAサイクルによる管理を行い、平成62年度に中長期目標を達成します。

## 5 各主体が生物多様性に貢献できる取組の事例

私たちのライフスタイルや行動は生物多様性と密接な関係があります。生物多様性の保全が大切だと思っても、どうしてよいかわからない、都会に住んでいてもできることはないか、事業を実施するにあたって配慮できることはないか、などの疑問に答えるため、それぞれの立場で貢献できることや配慮すべきことの事例を紹介します。

なお、ここに紹介された取組は一つの例であり、これがすべてではありません。また、実際の取組に際しては、個々のケースに応じた考慮が必要となることもあります。

#### 〔共通〕

地域の生きものや自然環境に関心をもち、生物多様性の重要性について理解を深める。

#### 〔県民〕

- ア 希少な野生の動植物は、採らない、飼わない、生息・生育地に安易に立ち入らない。インターネット等に不注意に生息地・生育地の情報を掲載しない。売買・譲渡を行わない。
- イ 野生動物への餌付けや生ゴミの放置を行わない。野外ではゴミを捨てずに持ち帰る。
- ウ 動植物を飼育・栽培する場合は最後まで責任を持つ。途中で放逐しない。
- エ 外来生物による生態系への影響や農林水産業への被害について理解し、飼っている外来生物、捕まえた外来生物は野外に放さない。誤って逃げたりした場合を考え、飼う場合は不妊化する、野生化した外来生物に餌をやらない、外来の雑草は抜き取るなど。
- オ 料理くずを流さない、石鹸や洗剤の使用量は適用とする、天ぷら油は紙で拭きとってから洗うなど、家庭から出る汚水を低減する。

カ 子供に自然の大切さを教える。

#### 〔NPO等〕

ア 希少種の保護の目的で、他の地域から希少種を人為的に移入する場合について、地域固有の遺伝子の保護の観点から専門家等の意見を聴き、慎重に検討する。

イ 活動を行うにあたっては、地域住民の理解を得るように努める。

#### 〔事業者〕

ア 工場、ショッピングセンター、配送センターなどの事業所において、周囲の緑化、在来種の植栽、屋上・壁面緑化、ビオトープに配慮した洪水調整池の設置等により、踏み石ビオトープを創出する。

イ 社有地等を活用した森林保全活動やNPO等との協同・連携による社会貢献活動を実施する。

ウ 生物多様性に配慮した材料を調達する。

エ 観光地におけるツアーバスへの低環境負荷車両を導入する。

オ 自然観光地における自然環境ガイドや自然観察インストラクターを活用する。

カ 外来生物の拡大防止のための管理を徹底する。

キ 生態系に配慮して農薬や肥料を使用する。

ク 素掘り水路や水田の適切な手法による冬季湛水等、小動物の生息場所や移動経路を確保する。

ケ 森林の伐採は森林生態系の生産力・再生力の範囲内で適切に行う。

コ 里山林は、植生や樹齢に応じた適切な手入れに努める。

#### 〔教育機関〕

ア 生物多様性の重要性について体系的に教える。

イ 日常的に自然に触れたり、観察したり場を設定するとともに、自然の中での体験活動を実施する。

ウ 教材として生き物を扱う場合は、できるだけ地域に生息・生育する生き物を使用する。野外に放流されると生態系に悪影響を与えるおそれのある外来生物は使用しない。

エ 保護者に生物多様性の重要性について周知する。

#### 〔行政〕

ア 自然環境の改変を伴う公共工事や公共施設において、生物多様性の保全へ配慮する。

イ 都市施設の一部についても生物多様性の保全、利用の場として活用する。